

坂出市管理港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、港湾法（昭和25年法律第218号）第40条の規定に基づき、市が管理する港湾の臨港地区内の分区における建築物，その他の構築物の規制に関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で「商港区」，「工業港区」，「漁港区」，「保安港区」および「修景厚生港区」とはそれぞれ港湾法第39条第1項の規定により，市長が指定した，商港区，工業港区，漁港区，保安港区および修景厚生港区をいう。

(禁止構築物)

第3条 港湾法第40条第1項に規定する条例で定める構築物は，次に掲げるもの以外とする。ただし，市長が公益上やむを得ないものと認めて，許可したものはこの限りでない。

- (1) 商港区の区域内においては，別表第1に掲げる構築物
- (2) 工業港区の区域内においては，別表第2に掲げる構築物
- (3) 漁港区の区域内においては，別表第3に掲げる構築物
- (4) 保安港区の区域内においては，別表第4に掲げる構築物
- (5) 修景厚生港区の区域内においては，別表第5に掲げる構築物

(分区の指定に伴う措置)

第4条 港湾法第39条第1項の規定に基づき，新たに分区を指定した場合において，その分区に建設中の構築物は，現に存するものとみなす。

(罰則)

第5条 港湾法第40条第1項の規定に違反したものは，5万円以下の罰金に処する。

付 則

- 1 この条例は，公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の際現に建設中の構築物は，既存構築物とみなす。

付 則

- 1 この条例は，平成22年1月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

- (1) 港湾法第2条第5項第2号から第9号まで、第9号の3から第10号の2までおよび第12号に掲げる港湾施設（危険物置場および貯油施設を除く。）
- (2) 海上運送事業，港湾運送事業，倉庫業，道路運送事業，貨物運送取扱事業，貿易関連業その他市長が特に認めたこれらに類する事業を行う者の事務所およびその附帯施設
- (3) 港湾の旅客または貨物に関連する事業者の利便の用に供するための銀行の支店または店舗，郵便局および保険業の店舗ならびにこれらの附帯施設
- (4) 荷さばき施設または保管施設に付属する卸売展示施設および流通加工施設ならびにこれらの附帯施設
- (5) 港湾その他海事に関する理解の増進を図るための会議場施設，展示施設，研修施設その他の共同利用施設およびこれらの附帯施設
- (6) 港湾の利用の高度化を図るための情報処理施設，電気通信施設その他市長が特に認めたこれらに類する施設
- (7) 港湾の流通機能の高度化を図るためのトラックターミナル，卸売市場その他の流通業務施設
- (8) 港湾関係者のための休泊所，診療所その他の福利厚生施設
- (9) 税関，地方整備局，地方運輸局，海上保安官署，警察署，植物防疫所，入国管理事務所，検疫所，消防署その他市長が特に認めた官公署の施設および事務所
- (10) 港湾の旅客または貨物に関連する事業者の利便の用に供するための旅館，ホテル（風営法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第6項第4号に規定する営業の用に供するものを除く。），日用品の販売を主たる目的とする店舗（風営法第2条第6項第5号に規定する営業の用に供するものを除く。），船用品販売店，飲食店（風営法第2条第1項第1号から第3号まで，第5号および第6号に規定する営業の用に供するものを除く。）その他市長が特に認めた便益施設
- (11) 港湾の旅客または貨物に関連する事業者の利便の用に供するためのガソリンスタンド
- (12) 次に掲げるもので市長の許可を受けたもの
 - イ 物揚場以上の係留施設を有しない個所での住宅および工場
 - ロ 住宅の改築および用途変更

別表第2（第3条関係）

- （1） 港湾法第2条第5項第2号から第6号まで，第8号から第10号の2までおよび第12号に掲げる港湾施設
- （2） 原料もしくは製品の一部の輸送を海上運送もしくは港湾運送に依存する製造事業またはその関連事業を営む工場および事務所，これらの事業の用に供する情報処理施設および電気通信施設ならびにこれらの附帯施設
- （3） 前号の工場に附属する研究施設およびその附帯施設
- （4） 前2号の施設に従事する者のための休泊所，診療所その他の福利厚生施設
- （5） 税関，地方整備局，地方運輸局，海上保安官署，警察署，消防署その他市長が特に認めた官公署の施設および事務所
- （6） 第2号および第3号の施設に従事する者の利便の用に供するための日用品の販売を主たる目的とする店舗（風営法第2条第6項第5号に規定する営業の用に供するものを除く。），飲食店（風営法第2条第1項第1号から第3号まで，第5号および第6号に規定する営業の用に供するものを除く。）その他市長が特に認めた便益施設。ただし，それらの用途に供する部分の床面積の合計が1，000平方メートル未満のものに限る。
- （7） 第2号および第3号の施設に従事する者の利便の用に供するためのガソリンスタンド

別表第3（第3条関係）

- （1） 港湾法第2条第5項第2号，第4号，第5号，第9号および第9号の3から第10号の2までに掲げる港湾施設
- （2） 漁船または小型船（以下「漁船等」という。）のための係留施設，燃料補給施設，給水施設および給氷施設
- （3） 漁船等の修理施設，造船施設およびこれらの附帯施設
- （4） 魚舎，魚干場その他水産物の処理に必要な施設
- （5） 冷蔵倉庫，冷凍倉庫その他水産物の保管のための施設
- （6） 製氷工場，冷凍工場その他水産物加工工場およびこれらの附帯施設
- （7） 網干場，網倉庫その他漁具の補修または保管に必要な施設
- （8） 漁業関係者のための休泊所，診療所その他の福利厚生施設
- （9） 漁業会社，漁業組合その他市長が特に認めた団体および業者の事務所ならびにこれらの附帯施設
- （10） 警察署，消防署その他市長が特に認めた官公署の施設および事務所

- (11) 漁業関係者の利便の用に供するための日用品の販売を主たる目的とする店舗（風営法第2条第6項第5号に規定する営業の用に供するものを除く。）、飲食店（風営法第2条第1項第1号から第3号まで、第5号および第6号に規定する営業の用に供するものを除く。）その他市長が特に認めた便益施設

別表第4（第3条関係）

- (1) 港湾法第2条第5項第2号から第6号まで、第8号の2から第9号の3までおよび第10号の2に掲げる港湾施設
- (2) 危険物置場，危険物倉庫および貯油施設
- (3) 消火施設その他の危険防止施設
- (4) 給油業者および危険物を取り扱う業者の事務所ならびにその附帯施設
- (5) 爆発物，危険物等の卸売施設，販売所，工場およびこれらの附帯施設
- (6) 前2号の施設に従事する者のための休泊所，診療所その他の福利厚生施設
- (7) 警察署，消防署その他市長が特に認めた官公署の施設および事務所

別表第5（第3条関係）

- (1) 港湾法第2条第5項第2号から第5号まで、第8号の2、第9号および第9号の3から第10号の2までに掲げる港湾施設
- (2) 港湾その他海事に関する理解の増進を図るための図書館，博物館，水族館，展示施設，公会堂，展望施設その他市長が特に認めたこれらに類する施設およびこれらの附帯施設
- (3) 港湾関係者のためのスポーツまたはレクリエーションの用に供する施設その他の福利厚生施設
- (4) 海上保安官署，警察署，消防署その他市長が特に認めた官公署の施設および事務所
- (5) 港湾関係者のための店舗（風営法第2条第6項第5号に規定する営業の用に供するものを除く。）、飲食店（風営法第2条第1項第1号から第3号まで、第5号および第6号に規定する営業の用に供するものを除く。）その他市長が特に認めた便益施設